

1 1 テロ等の対応について

テロ等への対処

● テロを疑う事案の初動対応

① 対策本部の設置

テロを疑う事案に関する通報が国・県・市教育委員会、警察、消防、保健所等の関係機関から学校ににあった場合、速やかに職員を招集し学校対策本部（本部長：校長）を設置する。

② 学校対策本部は、市教育委員会、警察、消防、保健所等との連絡通報体制を構築し、情報収集を行う。

③ 学校対策本部は、市教育委員会・関係機関と連携、協力し対応策を検討する。

■ テロと断定された場合又はその可能性が高いと判断された場合の対応 ■

● 児童の安全確保及び保護者への情報提供

① 児童の安全確保

学校対策本部は、市教育委員会及び関係機関の指示に従い、児童の安全を確保する体制をとるとともに、万全の策を講じる。

② 保護者への情報提供を行う

学校対策本部は、市教育委員会及び関係機関の指示に従い、保護者に情報を提供する。